



教職員の子育て応援 最新情報

第12号 R8.10.19

<はじめに>

教職員の活躍促進と子育てを応援する取組の一つとして、『教職員の
子育て応援 最新情報』を作成し、教職員が仕事と子育てを両立するた
めの情報や育児支援に関する情報を定期的に発信しています！

子育て中の教職員はもちろん、バックアップする上司や同僚の方たちも、
情報を共有し仕事や生活に役立ててください！

育児休業中の教職員への情報提供も忘れずにお願いします。

「愛知県立公立学校(名古屋市立を除く。)教職員の女性
活躍促進・子育て応援プログラム2026」のお知らせ

- 「愛知県立公立学校(名古屋市立を除く。)教職員の女性活躍促進・子育て応援プログラム2026」は、法律※に基づき、女性教職員の活躍を推進するとともに、こどもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりや、育児・介護を含めた仕事と生活の両立を支援するための特定事業主行動計画です。なお、本計画は前行動計画の期間満了に伴い、2026年3月に策定されました。

※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法

- 「愛知県立公立学校(名古屋市立を除く。)教職員の女性活躍促進・子育て応援プログラム2026」では、男性教職員の育児休業について、一定期間の取得を促進するため、取得期間を含めた「2週間以上の取得率」を新たな目標に設定しました。

項目	目標数値	7年度実績
男性教職員の育児休業の取得率	2週間以上 85%	女活法 53.3% 次世代 55.6%
男性教職員の育児に係る休暇等の取得率	100%	女活法 64.5% 次世代 96.4%
女性教職員の育児休業の取得率	100%	女活法 95.3% 次世代 96.6%
年次休暇の平均取得日数	16日	15.1日



>>>

<男性教職員の育児を応援します>

部分休業

○小学校の始期に達するまでの子を養育するため、1日2時間以内(30分単位)又は1年度10日以内(1時間単位)で部分休業を利用することができます。

【改正前】

1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと



【改正後】

①1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと(第一号部分休業)

②1年につき10日の範囲内で勤務しないこと(第二号部分休業)

※①②のいずれかを選択して取得可能

New!!

令和7年10月より新たな形態②の部分休業が設けられました!!

☆第二号部分休業はこんな時に利用できます☆

- ・子の体調不良により付き添いが必要になる場合
- ・保育園の行事に参加する場合
- ・子の養育のために家事をする場合

産後パパ育休

○男性教職員が、子の出生の日から57日以内に取得する育児休業を、特に「産後パパ育休」と呼びます。

○妻が産後の出産休暇を取得中であっても産後パパ育休を取得することができます。

○原則2回取得することができます。さらに、その後特別な事情がなくても、育児休業を別途2回取得することができます。

育休中の所得を保障するための給付制度があります!!

子の看護等休暇

○負傷し又は疾病にかかった中学校就学の始期に達するまでの子の世話を行う場合、子に予防接種・健康診断を受けさせる場合、感染症予防のための学校の休業等に伴うこの世話を行う場合に取得できます。

育児参加休暇

○出産予定日前8週間目に当たる日から出産の日以後1年を経過するまでの間当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する場合に使用できます。



<出生支援のための休暇を紹介します>

出生サポート休暇

○出生サポート休暇の対象となる「不妊治療」とは、不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等を指します。

○休暇の期間は原則5日ですが、体外受精又は顕微授精を受ける時点から休暇の期間は10日の範囲内となります。

○男性教職員・女性教職員ともに対象です。